関西電力グループ
power with heart

関西電力送配電

令和八年熊本地震による災害により
被災されたお客さまに対する託送料金等の特別措置について

２０２６年８月１３日
関西電力送配電株式会社

このたびの令和八年熊本地震による災害により被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害の影響により、当社サービスエリア内の激甚災害（本激）が指定された地域において、託送供給等約款における特別措置を適用いたします。

また、電気最終保障供給約款、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱においても同様の措置を適用します。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、当社へのお申込みとあわせて罹災証明書の提出をお願いいたします。

１．災害発生日
２０２６年７月２８日

２．激甚災害公布・施行日
２０２６年８月７日

３．申込期限
２０２７年２月２８日

４．特別措置の対象地域
当社サービスエリア全域

５．特別措置の内容
【託送供給等約款の特別措置】
（１）接続送電サービス料金等の料金算定日の延長
（２）不使用日の接続送電サービス料金等の割引
（３）工事費負担金の免除
（４）臨時工事費の免除
（５）使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除
（６）諸工料の免除
（７）系統連系受電サービス料金の支払期日の延長※

（８）不使用日の系統連系受電サービス料金等の割引※
（９）運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除※

※「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても、託送供給等約款における特別措置の設定と同様の特別措置を、激甚災害が適用された地域で被災された方からのお申し出に応じて適用します。ただし、（７）系統連系受電サービス料金の支払期日の延長においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

【電気最終保障供給約款の特別措置】
（１）電気料金の支払期日の延長
（２）不使用日の電気料金の割引
（３）工事費負担金の免除
（４）臨時工事費の免除
（５）使用不能設備に相当する電気料金の一部免除
（６）諸工料の免除

６．その他
特別措置のお申込み方法等、詳細は、こちらをご確認願います。

以　上